

維持管理・運営委託契約書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
1	1	第1条	10		総則	<p>様式1-8質問書No. 3に記載の通り、契約上の解釈に係る優先順位は以下の通りに統一して頂きたく、お願い致します。</p> <p>(1) この契約書 (2) 実施設計図書 (3) 技術提案書 (4) 質問回答 (5) 要求水準書 (6) 募集要項</p>	原文のままとします。
2	2	第2条	1		関連業務等の調整	” 第三者の行う業務” に係る第三者の定義及び具体的な業務内容をご教示願います。	第三者とは、市及び事業者以外の者です。本項では具体的には工事や業務の受注者を指します。
3	2	第2条	3		関連業務等の調整	「発注者は、各施設から発生する下水汚泥の投入量の調整を行う。受注者は、発注者の調整に従い適正な処理計画の実現に協力しなければならない」とありますが、あくまでも発注者、受注者双方協議合意の上という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	4	第5条	4	(1)	業務の実施	本事業で製造される固形燃料に係る発注者と受注者間の売買業務につきましては、その特性上、別途、詳細条件を規定した「固形燃料売買業務契約書（仮称）」を設定し、当該契約に基づき本事業期間に渡り、取引運用する方法もあるかと存じますので、ご検討願います。また、当該業務を本契約書で運用する場合、具体的な取引金額、取引条件等詳細は「別紙2_委託料」に規定されるのでしょうか。併せてご教示願います。	前段について、原文のままとします。 後段について、買取単価は本号に記載して定めることとなります。具体的な取引方法については契約後、協議により決定します。

維持管理・運営委託契約書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
5	4	第5条	4	(4)	業務の実施	<p>契約公平性の観点から、以下の通り条文追記修正願います。</p> <p>(4) 前各号の定めるところに従って売買される固形燃料に関し、発注者は、その売主として、受注者その他の第三者に対し、発注者の責に帰する場合を除き、如何なる責任（契約不適合責任を含むが、これに限られない。）も負担しない。</p>	<p>下水汚泥の性状が要求水準書に示す下水汚泥の設計条件から逸脱し、技術提案書に基づく利用先での受入が困難になった場合、発注者及び受注者は、協議のうえ、対応方法について決定するものとします。契約書（案）を修正いたします。</p>
6	4	第5条	4	(6)	業務の実施	<p>「受注者は、技術提案書に基づく有効利用に関する業務の内容等を変更できないものとする。ただし、この契約締結時に想定できなかった事態（利用先での受け入れが困難になった場合など）」とありますが、本業務の履行途中において、新たな燃料化物の利用先が判明し追加したい場合などは、発注者側との協議の対象になりますか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
7	4	第5条	6		業務の実施	<p>契約公平性の観点から、以下の通り条文追記修正願います。</p> <p>6 受注者は、業務その他受注者がこの契約の締結及び履行のために必要とするすべての許認可等を適時に取得するものとする。ただし、発注者の取得すべきものについては、この限りではない。受注者は、発注者による許認可等の申請等について、合理的な範囲内で、自己の費用により書類の作成等の必要な協力を発注者の要請に従って行うものとする。</p>	<p>修正いたします。</p>
8	4	第5条	7		業務の実施	<p>発注者の責に帰すべき住民からの苦情等への対応は（例：施設設置そのものに関する住民対策等）、発注者の責任範囲と理解しておりますが、当該理解でよろしいか教示願います。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
9	4	第5条	7		業務の実施	<p>「発注者が締結することとなる住民協定等を十分理解してこれを遵守する」とのことですが、すでに作成済あるいは類似の住民協定があれば情報開示願います。</p>	<p>現時点で、本事業に係る住民協定等はありません。</p>

維持管理・運営委託契約書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
10	4	第5条	7		業務の実施	「発注者が締結することとなる住民協定等を十分理解してこれを遵守する」とのことですが、協定の内容が不明のものを遵守することには抵抗があります。協定の内容については事前協議させていただきたいと思いますが可能でしょうか。	現時点で締結している住民協定等はありません。 優先交渉権者決定以降、当該締結が必要な場合は、事前に協議します。
11	5	第6条	3		業務の範囲	業務の変更について、業務範囲の変更及びそれにとまなう委託料の変更等については、協議して定めることとなっておりますが、真摯に協議したにもかかわらず合意に至らなかった場合は業務の変更はしないという理解でよろしいでしょうか。又は、他の紛争解決方法が用意されているのでしょうか。	合意に至らない場合は業務の変更はしません。
12	5	第7条	2		発注者及び関係官公署との連携	発注者が行う業務に係る官公署等への申請に係る協力について、協力は惜しみませんが、本来発注者の業務のため、発注者に代わって受注者が作成するまでの義務を課すのは容赦願います。	合理的な範囲内での協力をお願いします。
13	5	第7条	2		発注者及び関係官公署との連携	契約公平性の観点から、以下の通り条文追記修正願います。 2 受注者は、発注者が行う業務に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、発注者の指示により合理的な範囲内における必要な書類・資料等を受注者の費用負担で作成・提出しなければならない。なお、受注者が行う業務に係る申請に関しては、受注者の責任により行う。	修正いたします。
14	6	第9条	1		非常時の対応等	「受注者は、募集要項等及び技術提案書に従い、非常時に対応する非常時対応マニュアルを作成し、非常時対応マニュアルに基づき防災組織及び連絡体制を整備した上で、これらが適切に機能するように定期的に防災訓練等を発注者に事前に連絡して行い、その結果を発注者に報告するもの」とあります。既存の水処理施設との連携が必要と考えますので、既存施設の当該マニュアルについて情報開示をお願いいたします。	マニュアル類は、別紙1及び別紙2を参照ください。

維持管理・運営委託契約書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
15	6	第9条	3		非常時の対応等	本条項に記載の状況が生じた場合の本施設の処理費用は、変動費のほか、当該処理に掛かった合理的な範囲内の固定費も受注者に支払われるべきと考えますので、契約公平性の観点から、条文修正願います。	固定費は処理量に応じて加算されるものではない性質ものであり、処理汚泥の増量で固定費が増加することは想定されません。原文のままとします。
16	7	第11条	4		業務の引継ぎその他実施の準備	本施設の試運転業務は建設請負契約に基づき建設事業者の責任範囲のもと実施されますので、本契約で規定する発注者と受注者間の権利・義務が、建設請負契約で規定されている発注者と建設事業者間の権利・義務と混在解釈されぬよう、ご留意願います。また、試運転業務は建設請負契約に基づき建設事業者の責任範囲のもと実施されることに鑑み、本契約からの当該条項の削除も併せてご検討願います。	前段について、ご指摘のとおり理解をしています。 後段について、原文のままとします。
17	8	第13条	1		業務の実施計画	「事業者」という定義は本契約では存在しないと思慮致しますので、以下の通り条文修正願います。 13条 受注者は、募集要項等及び技術提案書に従い、各業務に係る年間維持管理計画書、業務月間計画書その他の計画に関する書類（以下総称して「業務実施計画書」という。）を作成して、発注者に提出し、当該業務実施計画書の対象期間が開始する前に発注者の承諾を受けなければならない。なお、第1回目の業務実施計画書は、令和6年8月末までに、発注者に提出し、その承諾を得るものとする。 受注者は事業者は、 業務実施計画書には、当該業務実施計画書の対象期間において実施される受注者によるセルフモニタリングに係る計画が必ず記載されるものとし、当該内容についてその詳細（セルフモニタリング対象項目、判断基準、実施過程、結果等）が明確に理解できるものでなければならない。	修正いたします。

維持管理・運営委託契約書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
18	8	第13条	1		業務の実施計画	業務実施計画書には、改築に関わる計画書ならびに長寿命化対策に関わる計画書が含まれる形として頂きたく宜しくお願い致します。ライフサイクルコスト削減の観点から、改築ならびに長寿命化対策に関しては、長期間の運転状況から、5年程度毎に見直しを実施することが最も最適であると考えております。については、改築に関わる計画書並びに長寿命化に関わる計画書の見直しを可能とし、見直しによる費用の発生時期の変更等（トータル金額の変更はない）による柔軟な運用が可能な契約形態として頂きたく、宜しくお願い致します。	業務実施計画書には長期改築修繕計画書が含まれます。また、長期改築修繕計画書は要求水準書に従って策定してください。
19	8	第13条	3		業務の実施計画	発注者の責に帰すべき事由に基づく当該承諾、承諾変更により、受注者が行う業務の全部又は一部に影響を与える可能性がございますので、以下の通り条文修正願います。 3 発注者は、発注者の責に帰する場を除外し、業務実施計画書の承諾又はその変更の承諾を行ったことそれ自体を理由として、業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。	本号にいう発注者の承諾により責任を引き受けるものではないことを定めるものです。発注者の責めに帰する場合は想定されません。原文のままとします。
20	8	第14条	2		業務の実施報告	本項を改行の上、表記願います。	修正いたします。
21	9	第15条	3		業務実施状況のモニタリング	”管理経費等”の定義を具体的に教示願います。	「業務に係る管理経費等」を削除します。
22	9	第15条	4		業務実施状況のモニタリング	契約公平性の観点から、以下の通り条文追記修正願います。 4 発注者は、前各項の行為を行ったことを理由として、業務の全部又は一部について、発注者の責に帰すべき場を除外し、何らの責任を負担するものではない。	本条に基づく発注者のモニタリングの実施により責任を引き受けるものではないことを定めるものです。発注者の責めに帰する場合は想定されません。原文のままとします。

維持管理・運営委託契約書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
23	10	第17条	2		委託料の支払い	<p>契約公平性の観点から、以下の通り条文追記修正願います。 （受注者の責に帰すべき運転停止に基づく、発注者の受注者に対する損害賠償の範囲は、当該事象により発注者に生じた本契約に基づく直接損害に限定願います）</p> <p>2 前項の定めにかかわらず、第9条の定めるところに従って受注者が本施設の運転停止を行った場合、発注者は、理由の如何にかかわらず、受注者の責に帰すべき事由の場合に限り、委託料のうちの固定費から当該運転停止により受注者が支払いを免れた費用を、委託料から控除して支払いを行うことができるものとする。この場合、受注者の責めに帰すべき運転停止に基づく発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げない。</p>	原文のままとします。
24	10	第17条	2		委託料の支払い	<p>なお、当該運転停止の場合、固定費が増加するケースもあり得るため（緊急対応に係る増員、外部業者への支援依頼等）、その場合は発注者と受注者間で協議・合意した増加額が固定費として受注者に支払われるべきと考えますので、併せて条文修正検討願います。</p>	ご指摘のケースは、固定費の増加ではなく、増加費用の問題であり、その増加費用の発生の原因に応じて、不可抗力などの他の規定によりその負担が定められることとなります。
25	10	第17条	3		委託料の支払い	<p>質問No. 24に記載の状況が生じた場合、委託料に当該必要額が加算された上で受注者に支払われるものと理解致します。当該認識で正しいか教示願います。</p>	回答No. 24を参照してください。
26	11	第22条	1		ストックマネジメント計画における調査データの整理・協力	<p>”発注者の承諾した様式及び内容の成果物” に関し、予め当該サンプル様式をご提示頂きたく、よろしくお願い致します。</p>	ストックマネジメント計画を策定するために必要な調査データ等を示します。詳細は協議の上、決定します。

維持管理・運営委託契約書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
27	11	第23条	2		業務の履行責任	<p>第三者機関による性能試験の実施は以下の理由により不要であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本施設の基本性能の確認は、建設工事請負契約書第41条（検査及び引渡し）の規定に基づき建設事業者の責任範囲であること ・募集要項及び要求水準書で規定される受注者の業務範囲に、第三者機関を起用した本施設の基本性能を確認するための性能試験は含まれていない。 	第2項は削除します。
28		第23条	3		業務の履行責任	<p>帰責者責任の明確化と契約公平性の観点から、以下の通り原文修正願います。</p> <p>3 受注者は業務の実施過程で、次のいずれかの場合、発注者と協議の上、費用負担要領を取り決めた上で、自己の費用で検査（性能事項の確認試験を含む。以下同じ。）を実施し、その結果を書面で報告し、事項の定めるところに従って事項所定の措置を発注者に求めることが出来る。</p>	原文のままとします。
29	11	第23条	4		業務の履行責任	<p>建設事業者の契約不適合責任の負担期間は、建設工事請負契約書第66条の規定に基づき、本施設の引渡しを受けた日から2年間となります。</p>	ご理解のとおりです。

維持管理・運営委託契約書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
30	11	第23条	5		業務の履行責任	<p>契約満了後1年間の当該履行義務の条件は、契約公平性の観点から受注者にとって過大であると考えますので、本条項を削除願います。</p> <p>5 発注者は、第 34 条の規定による明渡しから1年以内に、前項各号のいずれかに該当して本施設の性能、機能、耐用等疑義が生じた場合のみならず、本施設の基本性能が確保されていないと認められるときは、これを改善して本施設の基本性能を発揮せしめるべく、受注者に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。</p>	<p>契約書（案）を下記のとおり修正します。</p> <p>「発注者は、第 34 条の規定による明渡しから 1 年以内に、前項各号のいずれかに該当して本施設の性能、機能、耐用等疑義が生じた場合のみならず、本施設の基本性能が確保されていないと認められるときは、・・・」</p>
31	11	第23条	6		業務の履行責任	<p>質問No. 30の記載に加え、契約満了後1年を経過するまで解散できないことを義務付けることは受注者にとって過大な条件であると考えますので、本条項を削除願います。</p> <p>受注者は、前項に基づく発注者に対する義務を履行するため、第 34 条の規定による明渡しから1年を経過するまで解散してはならない。ただし、受注者が前項に基づく発注者に対する義務を建設事業者、維持管理企業その他発注者が合理的に満足する第三者に承継せしめた場合には、この限りではない。</p>	<p>原文のままとします。</p>
32	12	第24条			履行遅滞の場合の損害金等	<p>” 所定の損害金 ” の定義、範囲を具体的に教示願います。</p>	<p>履行期限の定めのある業務毎に、発注者があらかじめ定めている損害金となります。業務毎に異なるものです。</p>

維持管理・運営委託契約書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
33	12	第25条			損害賠償等	<p>契約公平性の観点から、当該損害の範囲は、本施設の損傷・滅失箇所の修補に限定頂きたく、以下の通り条文修正願います。</p> <p>受注者は、故意又は過失により本施設を損傷し、又は滅失したときその他発注者に損害が生じたときは、当該損害（本施設の損傷・滅失箇所の修補に限る）の一切を発注者に賠償しなければならない。ただし、当該損害が第 27 条の定めるところに従って付保された保険の保険金で賄われる場合には、この限りでない。</p>	原文のままとします。
34	12	第26条	2		第三者への賠償	<p>契約公平性の観点から、当該賠償金額の範囲は、受注者が第三者に賠償すべき範囲の損害に限定頂きたく、条文修正願います。</p> <p>2 発注者は、前項の定めるところに従って受注者が賠償すべき損害について第三者に対して賠償した場合、受注者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。</p>	原文のままとします。
35	14	第34条	2		検査	<p>基本性能の確認に係る試験・検査の実施要領詳細は、募集要項、技術提案書に定める内容に加え、第33条第2項に基づく発注者、受注者及び発注者が指定する第三者による協議結果を踏まえ取り決める、との理解でよろしいか教示願います。</p>	ご理解のとおりです。

維持管理・運営委託契約書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
36	17	第41条	4		知的財産権	<p>契約公平性の観点から、以下の通り条文追記修正願います。</p> <p>受注者は、この契約に基づき受注者が発注者に対して提供した情報、書類、図面等（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 10 条第 1 項第 9 号に規定するプログラムの著作物及び著作権法第 12 条の 2 に規定するデータベースの著作物を含む。以下「提供書類等」という。）に関し、第三者の有する著作権及びその他の知的財産権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。発注者は、事前に受注者の承諾を得た上で、提供書類等の著作権及びその他の知的財産権に関し、発注者の裁量により自己又は第三者をして利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、この契約の終了後も存続するものとする。受注者は、自ら又は権利者をして、当該著作権及びその他の知的財産権を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p>	原文のままとします。この契約に基づき市に提供する著作物については著作権侵害なく、自由に利用できるようにしてください。
37	19	第45条	2		不正行為に伴う賠償金	<p>契約公平性の観点から、賠償金の範囲（上限）は、年間委託料金額の10分の1に相当する額に限定願います。</p>	原文のままとします。
38	19	第45条	3、4		不正行為に伴う賠償金	<p>本条の規定は本契約の期間内で効力が生じるものとし、本契約の終了後は適用されない契約上の運用として頂きたく、3項、4項の各条文を削除願います。</p> <p>3 前2項の規定は、第32条の規定によるこの契約の終了後においても適用があるものとする。</p> <p>4 発注者は、この契約の終了後に第1項又は第2項の賠償金を請求する場合において、受注者が既に解散しているときは、代表企業又は受注者の株主であった者に対して当該賠償金の支払いを請求するものとする。この場合において、代表企業及び受注者の株主であった者は、共同連帯して当該賠償金を支払う責任を負うものとする。</p>	原文のままとします。